

松山市公設水産地方卸売市場買出人運搬人要綱

松山市要綱第46号

平成23年3月31日

改正 令和2年6月19日要綱第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、買出人の効率的な取引を確保するため、買出人が松山市公設水産地方卸売市場（次条において「市場」という。）で購入した物品を運搬する買出人運搬人（以下「運搬人」という。）の届出について、必要な事項を定めるものとする。

(運搬人の届出)

第2条 買出人は、その雇用人又は当該買出人が属する企業等の雇用人を運搬人として市場で購入した物品の運搬に従事させようとするときは、あらかじめ市長に届けなければならない。当該運搬人を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の買出人は、次の各号のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

(1) 年間買上額（消費税及び地方消費税額を除く。以下同じ。）が1,500万円を超える者

(2) 高齢又は傷病等のため業務に支障を生じるおそれのある者

3 前項の年間買上額は、当該年度の開始前1年間の買上額とし、新規に市長に届出をした買出人については、業務開始後1年間の買上予定金額（消費税及び地方消費税額を除く。）とする。

(運搬人の人数)

第3条 運搬人の人数は、1人とする。

(届出)

第4条 第2条の規定による届出は、買出人運搬人（変更）届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 買出人又は買出人が属する企業等との雇用関係を証明する書類

(2) 履歴書及び写真2葉（履歴書に貼付したものを含む。）

(買出人運搬人章の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、買出人運搬人章（第2号様式）

を交付するものとする。

2 運搬人は、買出人の業務に参加するときは、買出人運搬人章を付けた帽子を着用しなければならない。

3 運搬人は、買出人運搬人章を他人に貸与し、又は贈与してはならない。

（年間買上額の確認）

第6条 市長は、必要に応じて第4条の届出をした買出人の年間買上額を確認するものとする。

2 買出人及び松山市水産仲卸協同組合は、市長の求めに応じて、前項の規定による確認のための書類等を提出しなければならない。

3 市長は、第4条の届出をした買出人の年間買上額が1,500万円以下となるときは、当該買出人に対し、届出をしている運搬人の辞退をするよう求めることができる。

（買出人運搬人章の返還）

第7条 買出人は、松山市公設水産地方卸売市場買出人に関する要綱（平成23年要綱第44号）第5条第1項第4号の規定による届出をしたときは、買出人運搬人章を市長に返還しなければならない。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

買出人運搬人（変更）届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

番 号.....

住 所.....

氏名又は名称.....印

電話番号.....

買出人の運搬人について、下記のとおり届け出ます。

運搬人に関する事柄	届出内容 ※該当するものを○で囲む	氏 名	住 所	資格要件 ※該当するものを○で囲む
	新規 変更 辞退			個人の雇用人 法人の雇用人
買出人に関する事柄	運搬人を届出できる要件 ※該当する数字を○で囲む		年間買上額	
	1. 買上金額が1,500万円を超える者 2. 高齢又は傷病等のため業務に支障を生じるおそれがある者		(年 月～ 年 月) 見込・実績.....円 ※見込の場合、届出の翌月から1年間の見込金額を記入すること。	

※添付書類 1. 直接雇用関係を証明する書類 2. 履歴書及び写真2葉（履歴書に貼付したものを含む。）

※ 変更があった場合は、変更内容が分かる書類を添付すること。

.....
年 月 日

（宛先）松山市長

松山市水産仲卸協同組合理事長 印

買出人運搬人届出書の提出について

このことについて、上記のとおり届出があり、当組合で届出書の内容を確認した結果、提出内容及び書類に不備がないことを認めます。

第 2 号様式（第 5 条関係）



買出人運搬人章

寸法 タテ 7 c m

ヨコ 1 2 c m